

事 務 連 絡

平成20年 9月 8日

財団法人

日本住宅・木材技術センター理事長 殿

林野庁木材産業課

木材技術班担当課長補佐

改正 J A S 法に基づく認定の推進について
(旧 J A S 法に基づく認定事業者の経過措置の期限等のお知らせ)

平素より、森林・林業・木材産業に係る行政に対しましてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

標記の件について周知を図るため、下記のとおり関係団体あて発出しておりますので、その旨ご承知置きくださいますようお願いいたします。

記

事 務 連 絡

平成20年 9月 8日

別記の各団体代表者 あて

林野庁木材産業課長

改正 J A S 法に基づく認定の推進について
(旧 J A S 法に基づく認定事業者の経過措置の期限等のお知らせ)

平素より、森林・林業・木材産業に係る行政に対しましてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記の件につきましては、平成18年3月の改正 J A S 法の施行に伴い、改正前法（旧 J A S 法）に基づく認定事業者の活動は、3年間の経過措置期間が認められておりますが、平成21年3月1日以降は、自動的に認定は失効します。

したがって、改正前法に基づく認定事業者におかれましては、改正 J A S 法に基づく活動を行うためには、経過措置の期限となる平成21年2月末までに、改正 J A S 法に基づく認定事業者へ移行することが必要となります。

経過措置の期限が近づくにつれて、改正 J A S 法に基づく登録認定機関においては、認定事業者の審査の集中により、認定まで所期の日数より多くの時間を要することも予想されることから、改正前法に基づく認定事業者におかれましては、認定申請について早めにご準備下さいますようお願いいたします。また、改正 J A S 法に基づく新規の認定については、認定の手続き等に数ヶ月以上かかる場合がありますので、新規の認定を検討されている事業者におかれましては、登録認定機関への問い合わせ等を含め、認定申請について早めにご準備下さいますようお願いいたします。

改正前法に基づく登録格付機関等による格付（一種格付制度）につきましても、平成21年2月末日までは経過措置として実施されますが、それ以降は廃止となり、同年3月1日以降は、

登録認定機関から予め認定を受けた事業者のみが、JAS格付及びJASマーク表示を行うこととなりますのでご注意ください。

つきましては、貴団体の会員の方々等にこのことを周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、改正JAS法に基づく事業者の認定審査等を行う登録認定機関は下記のとおりですので、詳細はそちらまでお問い合わせ下さい。

記

■ 改正JAS法に基づく登録認定機関（国内）

有限責任中間法人 全国木材検査・研究協会 TEL:03-3580-3215(代)

(製材(枠組壁工法構造用製材含む)、北海道を除く全国)

社団法人 北海道林産物検査会 TEL:011-251-7830

(製材(枠組壁工法構造用製材含む)、北海道内)

財団法人 日本合板検査会 TEL:03-5776-2680(代)

(合板、フローリング、集成材、単板積層材、構造用パネル、枠組壁工法構造用たて継ぎ材)

別記 あて先

(社) 全国木材組合連合会会長、日本集成材工業協同組合理事長、日本合板工業組合連合会会長、日本プリント・カラー合板工業組合理事長、全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会会長、全国LVL協会会長、日本フローリング工業会会長、日本複合床板工業会会長、日本木材防腐工業組合理事長、日本ツーバイフォーランバーJAS協議会会長

〔担当：林野庁木材産業課木材技術班品質係 古川〕
TEL：03-3502-8111(内 6100) 6744-2290(ダイヤルイン)〕